平成２８年（フ）第３３３号
大分県別府市大字鶴見2214番地の１　市営竹の内住宅Ｄ棟206号
債務者　山本　詳子
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
岩手県花巻市桜町２丁目77番地
債務者　伊藤　史明
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１９０号
長野県松本市庄内１丁目１番４－２号　ドマーニ　パーチェ102号
債務者　高橋千香美
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２９号
島根県益田市中吉田町322番地３、前住所島根県益田市下本郷町724番地13
債務者　中村　夏美
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第９９号
福岡県飯塚市鯰田1526番地
債務者　知識　由美
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２６６号
大分県別府市大字鶴見4163番地の３　堤アパート１号
債務者　野中　和昭
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２２号
大分県別府市京町３番３号　豊田アパート203号
債務者　毛利　幸一
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
北海道帯広市大通南34丁目28番地１　クワトロ103号室、申立時の住所北海道北見市北進町１丁目２番17号　カームライフ北進Ⅰ１－Ｃ号
債務者　羽田　正一
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
北海道帯広市大通南34丁目28番地１　クワトロ103号室、申立時の住所北海道北見市北進町１丁目２番17号　カームライフ北進Ⅰ１－Ｃ号
債務者　羽田　直永
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
北海道北見市南仲町３丁目７番７号　ロジングさいわいＣ館301号
債務者　川越　孝治
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
石川県加賀市熊坂町戊２番地34
債務者　上根　章宏
１　決定年月日時　平成28年11月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目４番19号　ゼンマンション401号、前住所兵庫県西宮市高木西町14番16号
債務者　山本　泰之
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目10―１―203、住民票上の住所兵庫県伊丹市鈴原町４丁目44番地　県住伊丹鈴原210号
債務者　清水　恵子（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４７号
和歌山市大垣内184番地27
債務者　さなえこと　沼田　早苗
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４８号
和歌山市大垣内184番地27
債務者　沼田須美子
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
島根県浜田市原町80番地（10）
債務者　佐々岡知鶴
１　決定年月日時　平成28年11月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
松江地方裁判所浜田支部